

佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱第4条第2項の規定に基づき定める額は、以下のとおりとし、平成30年3月20日以後に公告等を行う案件から適用する。

職種名	1時間当たりの最低労働賃金単価(円)
特殊作業員	1,790
普通作業員	1,550
軽作業員	1,230
造園工	1,740
法面工	2,270
とび工	2,080
石工	2,330
ブロック工	2,230
電工	1,860
鉄筋工	2,110
鉄骨工	2,020
塗装工	2,280
溶接工	2,290
運転手(特殊)	2,170
運転手(一般)	1,750
潜かん工	3,170
潜かん世話役	3,750
さく岩工	2,870
トンネル特殊工	3,100
トンネル作業員	2,390
トンネル世話役	3,320
橋りょう特殊工	2,590
橋りょう塗装工	2,820
橋りょう世話役	3,190
土木一般世話役	2,050
高級船員	2,680
普通船員	2,050
潜水土	3,670
潜水連絡員	2,320
潜水送気員	2,330
軌道工	2,900
型わく工	2,320
大工	2,290
左官	2,180
配管工	1,750
はつり工	1,960
防水工	2,150
板金工	2,070
サッシ工	2,560
内装工	2,160
ガラス工	2,160
建具工	1,620
ダクト工	1,730
保温工	1,970
設備機械工	2,050
交通誘導警備員A	1,190
交通誘導警備員B	1,040